

瀬戸市児童遊園設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市条例第 9 号

瀬戸市児童遊園設置条例の一部を改正する条例

瀬戸市児童遊園設置条例（昭和 45 年瀬戸市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前														
別表（第2条関係） <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>市場児童遊園</td><td>瀬戸市市場町 40 番地</td></tr><tr><td>&lt;省略&gt;</td><td>&lt;省略&gt;</td></tr></tbody></table>	名称	位置	市場児童遊園	瀬戸市市場町 40 番地	<省略>	<省略>	別表（第2条関係） <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>市場児童遊園</td><td>瀬戸市市場町 40 番地</td></tr><tr><td>万徳児童遊園</td><td>瀬戸市塩草町 93 番地</td></tr><tr><td>&lt;省略&gt;</td><td>&lt;省略&gt;</td></tr></tbody></table>	名称	位置	市場児童遊園	瀬戸市市場町 40 番地	万徳児童遊園	瀬戸市塩草町 93 番地	<省略>	<省略>
名称	位置														
市場児童遊園	瀬戸市市場町 40 番地														
<省略>	<省略>														
名称	位置														
市場児童遊園	瀬戸市市場町 40 番地														
万徳児童遊園	瀬戸市塩草町 93 番地														
<省略>	<省略>														

附 則

この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。